

# 成安造形大学公的研究費による研究活動における 不正行為防止等に関する基本規程

制定日 令和3年12月1日

最終改正施行日 令和3年12月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、成安造形大学（以下、「本学」という。）が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日付文部科学大臣決定）及び成安造形大学研究倫理規程に基づき、研究活動において遵守すべき事項、不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合の措置等について、基本的事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程に定めるもののほか、公的研究費を適切に管理及び運営するために必要な規程を関係法令に基づいて定める。

### (公的研究費)

第3条 この規程において公的研究費とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される科学研究費助成（補助金）等をはじめとする公募型資金
- (2) 国、地方公共団体、財団等からの助成金（補助金）及び学外から委託された受託研究並びに共同研究等に係る研究費
- (3) 本学独自の特別研究助成制度による研究資金及び個人研究費

### (研究者及び事務職員)

第4条 この規程において研究者とは、成安造形大学研究倫理規程第2条第2項に定める研究者とする。

2 この規程において事務職員とは、成安造形大学研究倫理規程第2条第3項に定める事務職員とする。

### (不正行為)

第5条 この規程において不正行為とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによ

る次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為にはあたらない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) 二重投稿 印刷物、電子出版物の別を問わず、原著性が要求されている場合に、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5) 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストに著者としての資格を有しない者を著者として含め、又は著者としての資格を有する者を除外するなどの行為
- (6) 利益相反 利害が対立することであり、個人としての利益相反、研究機関としての利益相反、債務相反があり、異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育・研究活動に悪い影響が生じたりする恐れがあり、研究機関に対する社会からの信頼が損なわれたりすること
- (7) 公的研究費の不正使用 虚偽の請求によって資金を引き出して他の目的に流用し、又はプールすること及び法令や研究費を配分又は負担した機関（以下、「資金配分機関」という。）の定める規程や本学の規程等に違反して公的研究費を使用すること
- (8) その他、これらに類する行為

## 第2章 研究者及び事務職員の責務

（研究者の自律・自己規律）

第6条 研究活動の不正防止は、研究者自らの自律・自己規律、研究機関の自律・自己規律に基づく自浄作用としてなされなければならない。また、研究者を目指す学生や若手研究者を育てる指導者は、自律・自己規律を理解して指導しなければならない。

2 共同研究体制においては、個々の研究者等の役割分担・責任を明確化すると共に、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるように適切な支援・助言を行い、研究代表者が研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

（研究活動不正行為防止教育の受講）

第7条 研究者及び事務職員は、本学が実施する研究活動不正行為防止教育を少なくとも年1回以上、定期的に受講しなければならない。

2 他機関を本務とする研究者は、当該機関の研究不正行為防止教育を少なくとも年1回以上、定期的に受講しなければならない。

（誓約書の提出）

第8条 研究者及び事務職員は、研究活動及び公的研究費の使用に関して、次の各号に掲げる事項を

記した所定の誓約書（様式１）に自書して、毎年度当初に提出しなければならない。

- （１）本学研究倫理規程等を遵守すること
- （２）不正を行わないこと
- （３）不正を行った場合は、本学の処分及び法的な責任を負担すること

（資料、情報及びデータ提供の協力者）

第 9 条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の資料、情報及びデータ（以下、「資料等」という。）の提供を受け研究を行う場合は、提供者に対して、その目的、収集・分析方法、公表の仕方等について、わかりやすく説明をし、明確な同意を得て行わなければならない。

2 研究者は、資料等を提供し、研究に協力する者（以下、「提供協力者」という。）の負担、疲労や不安に常に配慮し、協力者が不利益を被ることなく、研究実施期間において、いつでも同意を撤回し、研究への協力を中止する権利を有し、また、提供協力者が提供した資料等の開示を求める権利を有することを周知しなければならない。

3 前項において提供協力者が同意を撤回した場合は、提供した資料等を廃棄しなければならない。

（個人情報の保護）

第 10 条 研究者及び事務職員は、学校法人京都成安学園個人情報の保護に関する規程に基づき、研究のために収集した情報等で個人が特定できるものは、本人の承諾なしに、これを公表又は他に漏らすてはならない。

（資料等の管理）

第 11 条 研究者及び事務職員は、研究のために収集した情報等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者及び事務職員は、研究のために収集した資料等又は作成した資料は、学校法人京都成安学園文書取扱規程第 20 条に基づき、原則として 10 年間適切に保管し、研究成果の第三者による検証可能性を確保し、必要な場合は、個人情報の保護に配慮し、開示しなければならない。

（公的研究費の適正な管理）

第 12 条 研究者及び事務職員は、予算の執行状況を常に検証し、実態に即したものであるか確認しなければならない。

（内部監査への協力）

第 13 条 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用に関する内部監査に協力し、誠実に対応しなければならない。

### 第 3 章 管理運営体制

（責任体制の明確化）

第 14 条 公的研究費による研究活動における不正行為防止に関する各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、学内外に公表する。

(最高管理責任者)

- 第15条 本学全体を統括し、公的研究費の管理及び運営について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為の防止に関する基本方針を策定・周知するとともに、統括管理責任者及び研究倫理責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止に関する措置を適切に行うことができるよう、必要な措置を講じる。
  - 3 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が責任を持って公的研究費の管理及び運営が行えるよう、リーダーシップを発揮する。
  - 4 最高管理責任者は、本学における公的研究費の不正使用等を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図る。
  - 5 最高管理責任者は、統括管理責任者あるいは公的研究費を管理する者に対し、その管理及び運営を適切に維持するため、必要に応じ改善の措置を講じる。
  - 6 最高管理責任者は、研究活動における不正行為の防止に関する基本方針及び研究活動不正行為防止計画（以下、「研究不正防止計画」という。）の策定に当たって、理事会において審議又は報告するとともにその情報を外部に公表する。
  - 7 最高管理責任者は、研究活動における不正行為の防止に関する様々な啓発活動を自ら足を運んで定期的に行い、研究者及び事務職員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

- 第16条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理及び運営について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、学校教育法（昭和22年3月31日報律第26号）第92条第4項に基づき「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長」をもって充てる。
  - 3 統括管理責任者は、研究活動における不正行為の防止に関する基本方針に基づき、具体的な研究不正防止計画やコンプライアンス教育、啓発活動の実施計画を策定し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。
  - 4 統括管理責任者は、事務処理手続き等のルールを明確に定め、研究者及び事務職員に広く周知する。
  - 5 統括管理責任者は、研究活動における不正行為防止のための環境を整備し、かつ研究活動が適切に執行されていることを監視しなければならない。

(公的研究費に係るコンプライアンス推進責任者)

- 第17条 統括管理責任者の指示により、公的研究費の不正使用防止等に関する対策を行うためにコンプライアンス推進責任者を置く。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長をもって充てる。
  - 3 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用防止等に関する対策、啓発活動を定期的の実施し、その状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - 4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理及び運営に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、その受講状況を統括管理責任者に報告する。
  - 5 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費を管理する者あるいは使用する者に対して、公的研究

費の管理及び執行をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 6 コンプライアンス推進責任者は、監事と連携し、必要な情報を提供すると共に意見交換を行う。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、内部監査と連携し、必要な情報を提供すると共に意見交換を行う。

(公的研究費に係るコンプライアンス推進副責任者)

第18条 コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、総務部研究・連携支援課長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、研究活動を日常にかつ実効的に管理し、よりきめ細かく研究活動の不正行為を発生させることのないよう指導する。

(研究倫理教育責任者)

第19条 本学の研究倫理の向上及び研究活動における不正行為の防止等の研究倫理教育に関する権限と責任を有する者として、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、学部長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じる。

(研究費執行に関する窓口の設置)

第20条 本学における公的研究費の執行に関する相談に対応するための受付窓口を総務部研究・連携支援課に設置し、担当者を置く。

(職務権限)

第21条 本学の研究活動及び公的研究費の取扱いにおける研究者及び事務職員の権限と責任は、学校法人京都成安学園管理運営規程、学校法人京都成安学園事務分掌規程及び学校法人京都成安学園管理運営専決規程等の諸規程に則る。

## 第4章 研究活動における不正行為防止・啓発活動

(研究活動不正行為防止教育)

第22条 コンプライアンス推進責任者並びに研究倫理教育責任者は、研究者及び事務職員に研究活動における不正行為防止策の理解や意識を高めるために研究活動不正行為防止教育（以下、「研究不正防止教育」という。）を少なくとも年1回以上、定期的実施する。

- 2 研究不正防止教育は、学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）の規程、運用ルール・手続き・申立て等の制度等の遵守すべき事項、不正行為が認定された場合の本学の懲戒処分、資金配分機関の申請等資格の制限、研究費の返還等の措置等や本学における研究活動不正行為対策等のコンプライアンス教育の内容と研究倫理教育から構成する。
- 3 研究不正防止教育は、研究者及び事務職員の職務内容や権限・責任に応じて、効果的で実効性のあるものを設定し、対象者の受講状況、理解度を把握し、教育内容を定期的に見直すものとする。
- 4 前項の理解度の把握状況により、理解度が足りない者については、再教育を行う。

(研究活動不正行為防止推進会議)

第23条 統括管理責任者は、研究活動不正行為防止推進会議（以下、「研究不正防止推進会議」という。）を設置し、次の者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) コンプライアンス推進副責任者
- (4) 研究倫理教育責任者
- (5) 最高管理責任者が指名する職員等

2 研究不正防止推進会議は、統括管理責任者が会議を招集し、議長は統括管理責任者とする。

3 研究不正防止推進会議は、研究不正防止計画、研究不正防止教育、啓発活動等を策定して実施状況を確認し、必要に応じて研究者及び事務職員に改善を勧告する。

4 研究不正防止推進会議は、内部監査の実施状況を確認し、必要に応じて研究者及び事務職員に改善を勧告する。

5 研究不正防止推進会議は、不正を発生させる要因がどこにどのような形で存在するのか、大学全体の状況を体系的に整理し、評価する。

6 研究不正防止推進会議は、不正行為の疑いの申し立てに係る予備調査を、最高管理責任者の要請により実施する。

## 第5章 監査

(監事監査)

第24条 監事監査に関する事項は、別に定める。

(内部監査)

第25条 内部監査に関する事項は、別に定める。

## 第6章 不正行為に関する受付、調査、申立てとその対応

(不正行為に関する窓口)

第26条 本学における不正行為に関する調査申立て又は相談に対応するため、受付窓口を総務部総務課に設置し、担当者(以下、「受付担当者」という。)を置く。

2 受付担当者は、調査の申立てを受けた時は、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するとともに、速やかに調査申立てを受領した旨を当該申立てを行った者（以下、「調査申立者」という。）に通知するものとする。

(不正行為に関する調査の申立て)

第27条 調査を申立てる方法は原則として顕名とし、不正行為を行ったとする研究者、事務職員、又はそのグループ、不正行為等の態様、事案の内容等を明示した書面、電話、ファクシミリ、電子メール及び面談によるものとする。

- 2 調査申立者が匿名であった場合においても、その内容によっては顕名による申立てに準じて扱うこととする。
- 3 何人も不正行為の疑いが存在すると思料するに足る合理的な根拠がないことを知りながら、調査の申立てをしてはならない。

(悪意に基づく調査の申立て)

第28条 何人も研究者及び事務職員を陥れるため、又は研究活動を妨害するため等の何らかの不利益を与えることや研究者及び事務職員が所属する機関、組織等に不利益を与えることを目的とする調査の申立て（以下、「悪意に基づく申立て」という。）を行ってはならない。

(秘密の保持)

第29条 不正行為の受付及び調査等に携わる者は、その過程において知り得た情報や秘密を漏洩してはならない。

(調査申立者及び調査の対象となった者等の保護)

第30条 何人も調査申立者、不正行為に関する相談をした者及び調査の対象となった者等に対して、申立てや相談を行ったこと、申立てがなされたことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

(予備調査)

第31条 最高管理責任者は、調査申立ての合理性、調査可能性について予備調査を行うよう、統括管理責任者に対して要請するものとする。ただし、最高管理責任者が予備調査を必要でないと認めた場合は、本格的な調査（以下、「本調査」という。）を実施することができる。

- 2 統括管理責任者は、予備調査の要請を受けた日から10日以内に、研究不正防止推進会議を招集する。
- 3 研究不正防止推進会議は、調査申立者に対し、不正行為の疑いが存在すると思料される根拠の説明、又は事実の存在を示す根拠の提出を求めることができる。
- 4 研究不正防止推進会議は、必要に応じて調査の対象となる研究者及び事務職員（以下、「調査対象者」という。）に対し、事情聴取を行うことができる。
- 5 研究不正防止推進会議は、調査申立てを受付けた日から30日以内に、申立てられた当該研究について、本調査を実施するか否かの意見を付して、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 6 研究不正防止推進会議は、予備調査に係る資料等を保存し、本調査が実施されない場合であっても調査申立者及び資金配分機関の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の可否)

第32条 最高管理責任者は、予備調査の報告を受けて、速やかに当該研究の本調査を実施するか否かを決定する。

- 2 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合は、調査申立者、調査対象者に通知するとともに、調査対象者に対し、本調査を実施することが決定した研究（以下、「本調査対象研究」という。）の研究費執行を停止することができる。
- 3 最高管理責任者は、資金配分機関及び文部科学省に対して本調査を実施する旨を報告する。ただし、

本学独自の研究費による場合は、この限りでない。

- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その旨の理由を書面にて調査申立者、調査対象者及び資金配分機関に通知する。

(研究活動不正行為調査委員会の設置)

第33条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、統括管理責任者の下に成安造形大学研究活動不正行為調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、原則として、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、調査申立者、調査対象者と利害関係を有する者は、除外しなければならない。また、第3号に掲げる外部有識者は、調査委員会の半数以上とする。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名する者 若干名

(3) 最高管理責任者が指名する外部有識者 若干名

- 3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者とする。
- 4 調査委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 5 調査委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。
- 6 最高管理責任者は、調査委員会を設置した時は、速やかに委員の氏名及び所属を調査申立者及び調査対象者に通知する。
- 7 前項における委員の通知後、10日以内に調査申立者又は調査対象者から、委員についての異議申立てがあった場合は、最高管理責任者及び調査委員会委員長は、その申立てを審査し、内容が妥当であると判断した時は、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を調査申立者及び調査対象者に通知する。

(調査委員会の役割)

第34条 調査委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、本調査対象研究について、関係資料等の精査、関係者のヒアリング、その他調査に必要な方法により、本調査を実施する。
- 3 調査委員会は、本調査に関して、調査対象となる資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査対象となる資料等及び論文等の研究又は技術上秘密とすべき資料等が外部に漏洩しないよう十分に注意しなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について資金配分機関に報告、協議するものとする。
- 6 調査委員会は、調査申立者から説明を受けるとともに、調査対象者が物的・科学的証拠の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為が行われたものとし、本調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為か否かの認定を行う。ただし、調査対象者が、善良な管理者の注意義務を履行したにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができない場合等、正当な理由があると認められる場合には、この限りでない。
- 7 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査対象者に対して、弁明の機会を与えなければなら



らない。

- 8 調査委員会は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、資金配分機関の求めに応じて、本調査対象研究に係る資料等の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 9 調査委員会は、資金配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、中間報告を資金配分機関に提出するものとする。

(本調査の報告、調査結果の認定及び通知)

第35条 調査委員会は、本調査開始日から150日以内に本調査の結果に基づき、次に掲げる事項を認定し、報告書を作成して最高管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 不正行為が行われたか否か
- (2) 不正行為が認定された場合は、その内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合い、不正行為が認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額
- (3) 不正行為が行われていないと認定した場合は、悪意に基づく申立てが行われたか否かの認定
- (4) 悪意に基づく申立てが認定された場合は、悪意であると認定したその根拠等
- 2 前項に定める期間について、150日以内に認定のできない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申出て、その承認を得るものとする。
- 3 不正行為を認定する場合又は悪意に基づく申立てを認定する場合、調査委員会は調査対象者又は調査申立者に対して弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会の調査において、調査対象者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会の報告書を受けて、不正行為か否かの認定及び調査の申立てが悪意に基づくものであるか否かの認定を行い、その結果を調査申立者及び調査対象者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定を行い、資金配分機関に報告する。
- 7 最高管理責任者は、調査申立ての受付から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理状況、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに本調査が完了しない場合であっても、本調査の中間報告を資金配分機関及び文部科学省に提出するものとする。

(認定の不服申立て)

第36条 不正行為と認定された調査対象者は、通知されてから30日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。

- 2 調査委員会は、調査対象者から不服申立てがあった場合は、その旨を調査申立者に通知する。
- 3 最高管理責任者は、調査対象者から不服申立てがあった場合は、資金配分機関及び文部科学省に報告する。また、不服申立ての却下及び再調査の開始を決定した場合も同様に報告する。
- 4 調査申立てが悪意に基づく申立てと認定された調査申立者は、通知されてから30日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。
- 5 調査委員会は、調査申立者から不服申立てがあった場合は、調査対象者に通知する。

- 6 最高管理責任者は、調査申立者から不服申立てがあった場合は、資金配分機関及び文部科学省に報告する。また、不服申立ての却下及び再調査の開始を決定した場合も同様に報告する。

(不服申立ての審査)

- 第37条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性に関わるもの、又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、最高管理責任者の判断により調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。
- 2 調査委員会は、不服申立てを速やかに審議し、その結果を50日以内に最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者に通知し、資金配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第38条 最高管理責任者は、不正行為又は悪意に基づく申立てであると認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する調査結果の内容は、原則として次の事項とする。
- (1) 不正行為又は悪意に基づく申立てに関与した者の氏名と所属
  - (2) 不正行為又は悪意に基づく申立ての内容
  - (3) 最高管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
  - (5) 本調査の方法、手順等
  - (6) その他必要な事項
- 2 不正行為の事実がなかったと認定したときは、原則として調査結果は公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 公表する調査結果の内容のうち、公表不要の項目は、最高管理責任者が決定する。

(認定後の措置)

- 第39条 最高管理責任者は、不正行為を認定した場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 調査対象者に対して不正行為と認定した研究活動の停止を命ずる業務命令
  - (2) 資金配分機関への不正行為の認定概要の通知及びそれに伴う必要な対応措置
  - (3) 調査対象者が関係する学外の資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関、その他関連機関への不正行為の認定概要の通知及びそれに伴う必要な対応措置
  - (4) 調査対象者に対して、その適用を受ける就業規則の定めるところによる懲戒処分等の措置要請
  - (5) 取引業者に不正行為があったと認められる場合は、必要に応じて、取引停止あるいは損害賠償又は告訴
- 2 最高管理責任者は、不正行為がないと認定した場合は、調査対象者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を講ずる。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づいた申立てを認定した場合は、調査申立者に対して、その適用を受ける就業規則の定めるところによる懲戒処分等の措置の要請を行う。

(準用)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合は、申立てがあったものとみなし、この規程を準用する。

(1) 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合

(2) 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者、事務職員、又はそのグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合

(事務)

第41条 この規程に関する事務は、総務部研究・連携支援課が行う。

## 第7章 雑則

(細則の制定)

第42条 この規程の実施に当たって必要な場合は、細則を定めることができる。

(改廃)

第43条 この規程の改廃は、理事会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

## 附 則

1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程は廃止する。

## 誓約書（研究者・事務職員）

成安造形大学学長

私は、研究課題等を遂行するにあたり、以下の事項について誓約します。

1. 成安造形大学研究倫理規程、成安造形大学公的研究費による研究活動における不正行為防止等に関する基本規程及び当該研究費の取扱規程等を遵守して交付された研究費を適正に使用すること。
2. 不正行為を行わない、もしくは不正行為に関与しないこと。
3. 規則等に違反または、疑義が生じた場合は規則等に則り、大学や配分機関の処分、取り決め及び法的な責任を負担すること

誓約書提出時点の状況（誓約書提出後に該当する研究費が確定した場合は追記してください）

研究費名 ☐ 科学研究費助成（補助金）等をはじめとする公募型資金科学研究費補助金

☐ 受託研究及び共同研究等に係る研究費

☐ 特別研究助成制度による研究資金

☐ 個人研究費

区分 ☐ 研究代表者 ☐ 研究分担者 ☐ その他（ ）

研究課題（テーマ）名（ ）

研究開始年度（ ）年度）

研究種目（科研費等）（ ）

課題番号（科研費等）（ ）

年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（自書のこと）